

## 直喩表現と前提性

三好伸芳（武蔵野大学）・窪田悠介（国立国語研究所）

## 要旨

直喩表現「まるで～{みたい/よう}だ」は、前提的な意味として「～ではない」という解釈を持つが、従来、このような解釈が「前提/主張」などといった意味論的概念とどのような対応関係にあるのかは必ずしも明確ではなかった。本発表では、直喩表現が持つ反事実の意味が、一般的な投射テストにおいてはとりたてて助詞「も」などと同様に前提として振る舞う一方で、反事実の意味が主張であるかのように伝達される場合があるという事実に着目し分析を行う。本発表の主な主張は、直喩表現が持つ反事実の意味は、命題態度動詞の補文において話者視点読みが可能であるかという点で「も」などが持つ前提とは明確に異なっており、直喩による叙述の判断主体が義務的に否定命題を知識として保持していなければならないという性質を持っているとする点にある。直喩表現の叙述主体に関するこのような制約をここでは〈適格性条件〉と呼び、典型的な前提とは異なる語彙的性質を有しているために、「前提の再確認」が可能になっていることを論じる。

## 1. 前提

「まるで～{みたい/よう}だ」などの直喩表現（以下、これらの形式の違いは主に文体的なものであると看做し、「みたいだ」で代表させる）には、一般的に反事実性があるとされ、現実には偽である叙述を行うとされる（中村 1977 : 28、山梨 1988 : 23、森山 1995 : 506、小松原 2012 : 12 など）。

- (1) a. # 吉田茂はまるで政治家みたいだ。  
       (cf. 吉田茂はまるで役者みたいだ。)
- b. # 緒方洪庵はまるで医者みたいだ。  
       (cf. 緒方洪庵はまるで仙人みたいだ。)

→「吉田茂/緒方洪庵」は世界知識に基づき「政治家/医者」と見なされているが、そのような対象を「{政治家/医者}みたいだ」と叙述することは事実と反するため不自然になる。

直喩表現が持つ反事実性の意味論的位置づけについては、これまで十分に議論されてこなかった。直喩表現の反事実の意味は、以下のように疑問文や条件節においても投射（projection）されることから、前提（presupposition）のように振る舞う場合があると言える。

- (2) a. # 吉田茂はまるで政治家みたいなのですか？  
       (cf. 吉田茂は政治家ではないのですか？)
- b. # もし吉田茂がまるで政治家みたいだったら、たぶん好きになれない。  
       (cf. もし吉田茂が政治家ではなかったら、たぶん好きになれない。)

→「吉田茂」が「政治家」であるという知識を話し手と聞き手が共有する文脈において、(2)の文は不自然であり、直喩表現の反事実性（「吉田茂は政治家でない」という解釈）は維持される。すなわち、直喩表現に見られる反事実の意味は、前提的な性質の少なくとも一部を持っていることになる。

一方で、直喩表現において反事実の意味が主張（assertion）であるかのように振る舞う場合があり、以下の例 B1 では明らかに話し手が聞き手に対して直喩表現の反事実の意味を伝達していると考えられる。

- (3) A: この間、太郎に診察してもらったんです。  
B1: その言い方だと、太郎がまるで医者みたいですよ。  
B2: 太郎は医者ではありませんよ。

→「太郎」が医者であると勘違いしている A に対して、B が「太郎が医者ではない」ということを伝達するために「太郎がまるで医者みたいだ」という直喩表現を用いていると解釈することができる（そのため、B2 のような否定文に置き換えることが容易である）。

→直喩表現の前提性を検討することは、いわゆる「投射的意味」(Potts 2005, Tonhauser et al. 2013, Oshima 2016, Sawada 2018 など) の性質の解明するうえで重要であると考えられる。本発表では、直喩表現が持つ反事実性の意味論的内実を明らかにするとともに、これらの言語事実に説明を与えていく。

## 2. 直喩表現の意味

### ・先行研究

既に多くの研究において触れられているように、直喩を含む比喩表現には反事実的な意味があるとされる（「反事実性」という用語は小松原（2012：12）による）。

比喩行為が成り立つためには、まず、表現主体側に、その発言が文字どおりには事実でない、という意識のあることが必要である。例えば、「あの人は天使だ」と言う時、その発言の文字どおりの意味、すなわち、言語上の基本的な意味は、「送り手と受け手とが共通して認識している人物が実際に天使そのものである」ということだが、それを否定する意識がはっきりとないかぎり、その表現は比喩として成立しない。（中村 1977：28）

問題の表現が、比喩的な表現と理解されるためには、主部と述部の言語表現を特徴づける選択制限の違反が重要な役割をになう。（山梨 2007=1988: 23）

よく、メタファーの条件として、命題が真でないことが挙げられる。（鍋島 2016：80）<sup>1</sup>

→比喩が成立するために「命題が偽である（=反事実的である）」ことが必要であることは以前から指摘されている。しかし、そのような「 $\sim P$ 」の意味が意味論的にどのように位置づけられるのかといった点については、十分に議論されていない。

### ・直喩表現と前提投射

以下のように、直喩表現が持つ反事実的意味は疑問文や条件節においても投射される。

- (4) a. # 吉田茂はまるで政治家みたいなのですか？ (3a) の再掲)  
b. # 緒方洪庵はまるで医者みたいなのですか？  
(cf. 緒方洪庵は医者ではないのですか?)

---

<sup>1</sup> 鍋島（2016：80）は「止まない雨はないよ」のような例を「恒真メタファー文」と呼び、比喩表現が必ず偽になるわけではないとしている。しかし、このような文を例えば「苦境にもいずれ終わりが来る」という意味合いで用いるのだとすれば、「苦境＝雨」という論理的関係は存在しない（「苦境は雨である」は、語彙意味的には偽である）ため、やはり真とは言えない。また、単純に気象について述べているのだとすれば偽ではなくなるが、その場合比喩ではなくなってしまい、いずれにせよ「恒真メタファー文」の意味論的扱いに問題が残る。

- (5) a. #もし吉田茂がまるで政治家みたいだったら、たぶん好きになれない。(3b)の再掲  
 b. #もし緒方洪庵がまるで医者みたいだったら、ぜひ会ってみたい。  
 (cf. もし緒方洪庵が医者ではなかったら、ぜひ会ってみたい。)

→いずれにおいても、「吉田茂は政治家ではない／緒方洪庵は医者ではない」と発話者が考えているという解釈となり、世界知識に照らして不自然になる。

→直喩表現の反事実性は疑問文や条件節においてもキャンセルされない(投射される)ため、一般的な前提が持つ性質の少なくとも一部を備えていると言える。

以上の事実をもとに、直喩表現の意味はひとまず以下のように仮定することができる。

- (6) 「まるでPみたいだ」の意味

前提： $\sim P(x)$

主張：現実世界とある側面で共通性をもつ世界では  $P(x)$

→比喩表現は、「 $\sim P$ 」を前提とし、現実世界と類似した世界において  $x$  が  $P$  であること述べ、結果的に  $x$  が  $P$  に類する属性を持つということを表す叙述であると看做せる(ここでの「前提」は狭義の前提と異なると考えられるが、詳細は次節で述べる)。

### 3. 直喩表現の前提性

前述の通り、直喩表現の反事実的意味は従来の前提と同様の振る舞いを見せるが、一方で、命題態度動詞に埋め込んだ際に異なる振る舞いを見せる。まず、典型的な前提性を持つ「も」の例を挙げる。

- (7) A: 花子に太郎を紹介したんだけど、どうも太郎を医者だと勘違いしているみたい。  
 B: え、医者なのは弟の次郎のほうなのにね。  
 A: そうそう、花子は太郎も医者だと思っているよ。

→(7)では、花子が「太郎以外の誰かが医者だ」とは考えていない場合でも(そもそも次郎の存在を知らないような場合でも)、発話者の知識に基づいて「(次郎だけでなく)太郎も医者だ(と花子が考えている)」という表現を用いることができる。すなわち、「も」には埋め込み文によって表された命題の信念保持者(ここでは花子)以外の知識に基づく解釈(=〈話者視点読み〉)があることになる。

一方で、直喩表現の反事実的意味にはそのような性質が見られない。

- (8) A: 花子に太郎を紹介したんだけど、どうも太郎を医者だと勘違いしているみたい。  
 B: え、医者なのは弟の次郎のほうなのにね。  
 A: そうそう、# 花子は太郎がまるで医者みたいだと思っているよ。  
 (cf. 花子は太郎をまるで医者みたいに扱っているよ。)

→「まるでPみたいだ」の場合には話者視点読みが許されず、(9)は前文脈に照らして容認されない。つまり、命題態度動詞に埋め込まれた「まるでPみたいだ」には信念保持者を命題の視点にとる解釈(=〈主語視点読み〉)しか存在しないことになる(cf.は副詞的用法であるが、述部が命題態度動詞でない場合には話者視点読みが可能である)。

では、なぜこのような振る舞いの違いが見られるのであろうか。これは、「も」が持つ前提（以下、〈照応的前提〉と仮称する）は主張との間に論理的な結びつきがなく、独立した知識として成立しうるのに対し、直喩表現が持つ反事実的意味はそのような信念の分離が許されないからであると考えられる。

- |  |   |
|--|---|
| (9) 太郎も医者だ。<br>前提：太郎以外の誰かが医者である。<br>主張：太郎は医者である。 | (10) 太郎はまるで医者みたいだ。<br>前提：太郎は医者ではない。<br>主張：太郎は医者に類する属性を持つ。 |
|--|---|

→ (9) の前提と主張は、互いに無関係の独立した知識として成立しうるものであり、必ずしも双方の信念を同時に保持している必要はない。一方、(10) の直喩表現が持つ「太郎は医者ではない」という前提と「太郎は医者に類する属性を持つ」という主張は、後者の知識を持っていれば必然的に前者の知識を保持していなければならないという点で、信念を分離することができないと言える<sup>2</sup>。

以上の事実から、本発表では、直喩表現が持つ反事実性は〈適格性条件〉(appropriateness condition)<sup>3</sup> と呼べるようなものであり、助詞「も」などと異なった前提性を持っていると主張する。

(11) 適格性条件

x について P という判断を行う際、その判断主体が義務的に知識として保持していなければならない条件

→ 「太郎は医者みたいだ」という判断を下す主体は、義務的に「太郎は医者ではない」という知識を保持している（適格な条件を満たしていると認識している）必要がある。

適格性条件は、主張に対する依存性が高い投射的意味であり、(11) のような規定のみでは一見すると論理的含意 (entailment) と類似しているようにも思われる。しかし、「判断主体が義務的に知識として保持していなければならない」という点で論理的含意（および照応的前提）と明確に異なる。

- (12) a. 彼はあの動物をクジラだと思っているが、哺乳類だとは思っていない。  
b. （実際に医者である次郎に加え、）  
花子は太郎も医者だと思っているが、ほかの誰かが医者であるとは思っていない。  
c. ?? 花子は太郎をまるで医者みたいだと思っているが、医者でないとは思っていない。

→ 論理的含意はあくまでも語彙意味的に（世界の事実として）含意関係が生じるということであり、「ある判断主体が論理的含意関係を誤解している」という状況がありうる。「主張との間に、判断主体の知識に基づく依存関係がない」という点では、照応的前提（話者視点読み）も同様である。

<sup>2</sup> 森山（1995）は比喩の「ようだ」について以下のように述べている。

逆に言えば、類似する属性を認めるということ自体は、本来違うものであるという関係を表裏の関係として認めていると言える。本当に同一関係が結べると認定されるもので、「類似性」だけを主張することは、語用論的に適切ではないからである。（森山 1995 : 506）

「比喩によって類似性を認めるということは、非同一関係を認めることである」ということが語用論的な問題であるのかという点については議論の余地があるが、森山（1995）の指摘は発表者の主張と同趣旨のものであると考えられる。

<sup>3</sup> 「適格性条件」という概念は、Heim（1983 : 118-119）などで指摘されているいわゆる definedness condition と関連がある。ただし、Heim（1983）における definedness の概念は、あくまで古典的な動的意味論の枠組みの中でのコンテキストのアップデート関数の定義条件であるので、ここでの適格性条件と一対一に対応しない点には注意されたい。

→一方で、適格性条件は判断主体が任意の叙述を適用する際に義務的に知識として保持していなければならない条件であり、「xはPみたいだ」という判断を下している主体は原理的に「xはPではない」ということを知っている主体に限られる（「勘違いで知らなかった」という状況すら許されない）。

適格性条件が持つ「知識の信念保持者を分離できない」という性質を仮に非分離性と呼ぶと、適格性条件と他の意味論的概念の異同は次のようにまとめられる。

表 1 適格性条件とその他の意味論的概念の異同

	投射 <sup>4</sup>	非分離性	話者視点読み
論理的含意	—	—	—
適格性条件	✓	✓	—
照応的前提	✓	—	✓

→適格性条件は、投射が可能であり、信念保持者が分離できないという点で論理的含意と異なる一方、照応的前提とは、信念保持者の分離、話者視点読みの可否という点で対照的な振る舞いを見せる<sup>5</sup>。

#### 4. 考察：直喩表現の否定的用法とその一般化

冒頭で見たように、直喩表現は一見すると反事実的意味を主張のように述べることもある。この場合、「まるでPみたいだ」を「Pではない」のように置き換えることが容易である。三好（2021）での観察を踏まえ、置き換えができないものとできるものをそれぞれ「肯定的用法／否定的用法」と呼んでおく。

(13) a. 〈肯定的用法〉

A： 太郎って学生なのに薬に詳しいですね。

B1： ええ、太郎はまるで医者みたいですよ。

B2： #太郎は医者ではありませんよ。

b. 〈否定的用法〉

A： この間、太郎に診察してもらったんです。

B1： その言い方だと、太郎がまるで医者みたいですよ。

B2： 太郎は医者ではありませんよ。

（(3)の再掲）

→「まるでPみたいだ」で「Pに類する属性を有する」ことを主張する(13a)の肯定的用法は、対話場面で否定命題に置き換えると不自然になるが、「Pではない」ということに伝達内容の主眼が置かれている(13b)の否定的用法は容易に否定命題に置き換えられる（詳細は三好2021も参照されたい）。

<sup>4</sup> 適格性条件によって生じる投射の意味は、その非分離性によって視点の制約を受けるため命題態度動詞の補文においては投射されないが（cf. (8)）、このことは必ずしも適格性条件がまったく前提性を持たないことを意味しない。

<sup>5</sup> ただし、論理的含意と照応的前提の非分離性については、性質の異なるものである点に注意が必要である。また、論理的含意のうち、語彙の意味との結びつきが極めて密接なものは、現状において適格性条件との違いが必ずしも明確ではない。例えば「未亡人」という語（この例は阿久澤弘陽氏から教示いただいた）は、おおむね

- (i) a. 配偶者が死亡している
- b. 女性である

という語彙の意味を持つと考えられるが、「あの人は未亡人だ」という判断の主体が(iab)のどちらか一方に関する知識を欠いているという状況は考えにくい。このような意味が適格性条件と異なるのか、あるいは本質的には同じと言ってよいのかという点については、今後明らかにしていく必要がある。

直喩表現の反事実的意味が、主張のようにも振る舞う場合があるという事実は、当該の意味解釈が適格性条件によって得られるものであると考えることによって説明されると考えられる。

(14) A: この中には、太郎以外に医者はいませんね。

B1: 次郎も医者ですよ。

B2: # 太郎も医者ですよ。

(15) A: この写真では太郎が白衣を着ていますね。

B1: ええ、まるで太郎が医者みたいですよ。

B2: これじゃあ、まるで太郎が医者みたいですよ。

→ (14) の「も」が持つ投射的意味は話し手にとっても聞き手にとっても前提となっている（と話し手が見なしている）ため、「太郎以外の誰かが医者である」ということを伝えるために、そのような命題を前提とする「太郎も医者である」という表現を用いることは一般的に困難である<sup>6</sup>。

→ 一方、適格性条件によって得られる直喩表現の反事実的意味は、判断主体だけが義務的に保持していなければならない知識であり、聞き手が前提としていない（と話し手が見なしている）という状況が生じた場合には「前提の再確認」が可能になる。

ここまで、直喩表現の反事実的意味を取り上げて議論を進めてきたが、照応的前提と適格性条件の区別は、従来「前提（投射的意味）」として一括されてきた概念に広く認められるものである。

(16) a. A: 花子が太郎のことをまさに典型的な医者だって言ってたよ。

B: え、太郎は医者じゃないのにね。

A: そうそう、花子は太郎まで医者だと思ってるよ。

b. A: 花子に太郎を紹介したんだけど、どうも太郎を医者だと勘違いしているみたい。

B: え、太郎は弁護士なのにな。

A: そうそう、花子は弁護士の太郎を医者だと思ってるよ。

(17) a. A: 太郎ってまさに医者って感じがするよね。

B1: いや、太郎はあまり医者っぽくないよ。

B2: # いや、太郎まで医者なんだよ。

b. A: 太郎は医者なんだよね。

B1: いや、太郎は弁護士で、いつも忙しそうだよ。

B2: # いや、弁護士の太郎は、いつも忙しそうだよ。

---

<sup>6</sup> 厳密には「も」の前提を主張であるかのように述べる場合がないわけではない。

(i) A: この中では、太郎だけが医者ですね。

B: 太郎“も”医者ですよ。

ただし、このような表現が成立するのは矯正を促すような発話の場合であり、前文脈の発話が比較的近い構造を持っている場合に限る（さらに、矯正部分に強いプロミネンスを置かなければ容認できない）。(i) は (iia) のようなパラフレーズが可能であり、直喩表現の否定的用法などと異なり（知識の修正ではなく）「発言そのものの修正」を求めていると解釈するのが妥当である。

(ii) a. A: この中では、太郎だけが医者ですね。

B: そこは「太郎“も”医者です」と言うべきところですよ。

b. A: この写真では太郎が白衣を着ていますね。

B: #そこは「太郎は医者ではない」と言うべきところですよ。

→とりたて詞の「まで」や非制限的修飾は直示的な話者視点をとることが可能であり、その点で機能的・照応的性質を持つ。「も」と同様、これらの前提的要素はあらかじめ聞き手にも共有されているものと看做されるため、改めて聞き手に情報として提示することが難しい。

- (18) a. A: 花子が太郎のことをまったく煙草を吸ったことがなさそうだって言ってたよ。  
B: え、太郎は前に煙草を吸ってたのにな。  
A: #そうそう、花子は太郎が喫煙を止めたと思っているよ。
- b. A: 花子が初めて太郎が遅刻したって言ってたよ。  
B: え、太郎は遅刻の常習犯なのにな。  
A: #そうそう、花子は太郎が遅刻を繰り返したと思っているよ。
- (19) a. A: 太郎は喫煙しないのにどうして肺がんで死んだんだろわか。  
B1: いや、太郎は喫煙していたことがあるんだよ。  
B2: いや、太郎はたった2年前に喫煙を止めたんだよ。
- b. A: 太郎は今日初めて遅刻したね。  
B1: いや、太郎は前にも遅刻したことがあるんだよ。  
B2: いや、太郎は遅刻を繰り返しているんだよ。

→適格性条件によって得られる投射的意味は主語視点のみをとる主張への依存度が高いものであり、より実質的・語彙的性質を持つ(その点で、論理的含意に近い)。この種の前提は判断主体のみが知識として保持していれば問題ないため、話し手と聞き手の認識の齟齬が顕在化しているような場合には、適格性条件を主張に準じたものとして示すことができるのだと考えられる。

→適格性条件という概念により、従来「前提」として一括されてきた意味解釈の前提性の違いが明確になるとともに、(14-19)の言語事実に一貫した説明を与えることができる。

## 5. まとめ

本発表では、直喩表現「まるでPみたいだ」が持つ反事実的意味は、適格性条件により生じる解釈であり、狭義の前提とは異なるものであると主張した。適格性条件は、「前提」として一括されてきた概念を広範に見直す必要がある可能性を示唆するものである。今後の課題として、論理的概念などの他の意味論的概念との異同(注5も参照)や、前提という概念の体系的な再整理に取り組んでいく必要がある。

### 【参考文献】

- 小松原哲太. 2012. 「直喩の二側面と修辭的効果の二つのタイプ—助動詞「ようだ」に関する事例分析—」『言語科学論集』18, pp. 1-25, 京都大学大学院人間・環境学研究科言語科学講座. / ●中村明. 1977. 『比喩表現の理論と分類』秀英出版. / ●鍋島弘治朗. 2016. 『メタファーと身体性』ひつじ書房. / ●三好伸芳. 2021. 「形容詞述語と直喩表現」『実践國文學』100, pp.25-40, 実践國文學會. / ●森山卓郎. 1995. 「推量・比喩比況・例示—「よう／みたい」の多義性をめぐって—」宮地裕・敦子先生古稀記念論集刊行会(編)『宮地裕・敦子先生古稀記念論集 日本語の研究』pp. 493-526, 明治書院. / ●山梨正明. 1988. 『比喩と理解』東京大学出版会. / ●Heim, Irene. 1983. "On the Projection Problem for Presuppositions." In Michael Barlow and Daniel P. Flickinger and Michael T. Wesco (eds.), *Proceedings, Second West Coast Conference on Formal Linguistics*, Stanford: Stanford Linguistics Association, 114-125. / ●Oshima, D. Y. 2016. "The Meanings of Perspectival Verbs and Their Implications on the Taxonomy of Projective Content / Conventional Implicature." In *Proceedings of SALT 26*, 43-60. eLanguage. / ●Potts, C. 2005. *The Logic of Conventional Implicatures*. Oxford: Oxford University Press. / ●Sawada, O. 2018. *Pragmatic Aspects of Scalar Modifiers: The Semantics-Pragmatics Interface*. Oxford: Oxford University Press. / ●Tonhauser, J., D. Beaver, C. Roberts, and M. Simons. 2013. "Toward a Taxonomy of Projective Content." *Language* 89, 66-109.